

1. 件 名：四国電力株式会社による核燃料輸送物設計変更承認申請（MSF—24P型及びMSF—32P型）に係るヒアリング（2）

2. 日 時：令和4年1月12日（水）10時05分～12時00分

3. 場 所：原子力規制庁 10階会議室（TV会議システムを利用）

4. 出席者（※はTV会議システムによる出席）：

原子力規制庁 原子力規制部 核燃料施設審査部門

石井企画調査官※、東管理官補佐※、甫出主任安全審査官※、真下係員

四国電力株式会社

原子力本部 原子力部 輸送・貯蔵グループリーダー 他5名※

三菱重工業株式会社

原子力セグメント 機器設計部 プラント機器設計課

主席技師 他1名※

5. 自動文字起こし結果：別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こしによるものであり、誤りを含む場合があります。

6. その他：

【事業者からの配布資料】

資料1 MSF—24P型／MSF—32P型 核燃料輸送物設計変更承認申請の申請概要について

資料2 核燃料輸送物設計変更承認申請書における変更箇所（別紙1（口）章F.及び別紙2を除く） MSF—24P型核燃料輸送物

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	それでは4年度の設計変更承認申請に係るヒアリングを開始します。
0:00:11	まずですね注意事項申し上げます。
0:00:15	開示情報を初の発言に注意をしてください。発言してもらってしまった場合には、その場で付加情報であることを指摘してください。
0:00:27	次にですね、発言するときには、所属と氏名を述べてから発言を開始してください。
0:00:35	等ですねと。
0:00:37	使用しないときの前のマイクのスイッチなんですけれども、投資をした時のオフにするようにしてください。
0:00:46	それでは4電側のほうから送付いただいた資料をもとに説明のほう、よろしくお願ひします。
0:00:57	はい、四国電力のミヤザキでございますと、本日ですね等二つ資料を御準備しております。10日の資料に基づきまして御説明したいと思います。一つ目の資料のご確認ですけれども、一つ目が資料がNS成分24P型MF32P型。
0:01:16	核燃料輸送物設計変更承認申請の申請概要についてという資料右肩資料1の資料をですね、と右肩に資料2ということで、核燃料輸送物設計変更承認申請停車に係る変更箇所ということで、msF24P型のほうですね代表としてつけてございます。
0:01:36	32伊方もですね今回申請の対象でございますが、変更箇所についてはF24Pと同じ箇所となりますので今回代表ということでこちらのほうを、資料としてつけさせていただきます。
0:01:50	あそこですけれども、資料1のほうの御説明をしたいと思います。
0:01:55	本資料につきましては1月6日のですねヒアリングに置きまして御説明したのからですね、変更箇所につきましては、別途あたり及び回るようにですね、記載をさせていただきますので、背後課長をですね、メインに御説明させていただきたいと思います。
0:02:15	ですね前回、1点最初にですね、お詫びと申しますが、前回ですね、御説明した内容に少し不正確な部分がありましたので、あらかじめ御説明したいと思います。資料の右下5ページ目の心得としてちょっと予定期間、
0:02:33	以上のCなんですけれども、設計ちょうど予定期間60年括弧設計貯蔵期間ということで記載してございまして、前回ですね、この期間にですね輸送含まないという旨の説明をいたしましたので、この部分が正確でございましたので、本日のヒアリングでですね。

0:02:50	改めてこの点についてもご説明させていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。
0:02:56	それでは資料の御説明をいたします。と右下の1ページ目、こちら目次になりますが、前回ですね、1通2ポツ3ポツ、主な変更箇所ですけれどもすいません遮って、当課等であれば、共有モードって使えますか。
0:03:12	資料共有することは可能ですか。もちろん手元にあることはあるんですけど、ここで説明してるかわかりやすい。わかりました所々お時間いただいてよろしいでしょうか。トライしてみますけども、はい。
0:04:28	四国電力本店でございます今へとこちらのほうで共有モードにしましたが御確認いただけますでしょうか。規制庁の石井です。資料見てますのでありがとうございます。これを出したじゃ共有しながらですね、変更点のほう御説明させていただきます。
0:04:47	先ほど目次のところが一つ。
0:04:50	及ぼつつうのですね、経年変化の考慮ということで、今回の法令改正に伴いまして主たる場変更といえますか、取り込みの箇所であります経年変化の考慮につきまして、御説明の資料をですね、追記してございます。
0:05:07	次に右下2ページになりますが、こちらですね、前回御説明した内容に加えまして材質のところ、真ん中すいません、右の真ん中のところですね、撮らに本部のですね、記載を追加してございます。
0:05:25	右下3ページですけれども、こちらあのですね変更概要ということで前回御説明いたしました通り、今回、法令の岩盤規則とか一般告示のですね、改正内容取り込みまして、変更を行うものでございまして、
0:05:41	現行としまして、三つございます。一つ目のチェックの箇所につきましては前回の御説明同様にですね、使用予定期間終了予定回数ちょうど予定期間のほうを追記するというので二つ目のところがですね記載を適正化いたしまして、少し表現を見直してございます。
0:05:59	読ましていただきますと従来核燃料輸送物の経年変化に対して関しては保証安全設計及び安全輸送に関する特記事項に自主的にですね記載してございましたが、今回の法令改正をですね、踏まえまして改めてですね。
0:06:16	今回の規制及び告示のすいません踏まえ、所予定期間中の経年変化の評価を行いまして、その結果をですね炉省F核燃料輸送物の経年変化の考慮に記載してございます。詳細につきましては、先ほど御説明しました追加ページ7ページ目。
0:06:33	以降で御説明させていただきます。

0:06:36	三つ目のチェックにつきましては前回御説明の通りですね、品質マネジメントの基本に係る説明につきましてはですね別紙 2 として整理してございます。
0:06:48	はい、変更箇所は以上でございます。
0:06:52	次、4 ページ目でございます。こちらへと新生界を 2 分の 2 ということで、先ほどですね、御説明させていただきました変更 1 から 4 及び軽微の変更についてですね、変更前と変更後ということで主な変更点についてですね、
0:07:08	わかりやすくですね図に表したものでございます。
0:07:12	次のページでございます右下 5 ページ目でございます。こちらへと主な変更箇所ということで前回御説明した内容でございます変更してる箇所としましてええと使用予定年数のところで設計評価期間 * 1、
0:07:31	貯蔵予定期間ということで設計貯蔵期間ということでアスタリスクどちらもですね同じあったリスクにしてございましてその説明学校ですね前回ちょっと布石正確な説明をしてございましてちょっと改めてこの場で御説明させていただきたいと思います。
0:07:46	この設計評価期間及び設計貯蔵期間につきましてはですね等が輸送容器に使用済み燃料を収納していると想定する最大の期間を表してございまして、これにはですね、発電所での取扱貯蔵及び初動後の輸送含む設計上考慮
0:08:03	上の考慮期間ということで記載してございます。なおですね、この記載が異なる理由といたしましては、設計評価期間という申しますのは、金属キャスク構造規格等で定められている輸送容器を設計するにあたり考慮する機関であり、本申請における輸送容器として評価。
0:08:23	協議しての評価期間を示してございます。また設計貯蔵期間とは、
0:08:29	原子力発電し、市町施設内での輸送貯蔵兼用乾式キャスクによる使用済み燃料の貯蔵に関する審査ガイドで定められてござい定められております県お客 5 設計するにあたり考慮する機関であり、本申請における兼用キャスクとしての評価期間を示すもので、
0:08:47	ございまして、使い分けをしている申請書において使い分けをしてございませう。
0:08:54	次右下 6 ページ目ですけれども、こちらはあったリスクがですね、番号が変わっただけでございます。
0:09:03	続きまして 7 ページ目ということで、このページにつきましては今回、本日ですね、資料であって追加したものでございます。
0:09:12	先ほど御説明いたしました通り、今回の入り法令改正です。大きな変更箇所でございます経年変化についてですね、当社が実施した内容につきましてはですね期待しております。

0:09:26	本申請における経年変化の考慮の概要につきましては、以下に示すということで、経年変化の考慮につきましては申請ガイドに基づき、以下のⅠからⅢのステップで実施しておりますこのⅠから感というのが露出F-AとF-1 ポツ2 ポツ3 ポツに該当するものでございます。①といたしまして本輸送物に
0:09:46	言って想定される使用状況及びそれに伴う考慮すべき経年変化の要因について、以下の通り、弊社として選定してございます。まず使用状況としましては構内輸送ちょうど間再処理工場への輸送という使用状況を考慮してございます。
0:10:06	選定してございます。(2)として経年変化の考慮としまして熱的劣化、放射線照射による劣化科学的劣化について選定しております。
0:10:17	②番といたしまして、①の使用状況及び経年変化の要因を踏まえまして、本輸送物を構成する部材ごとにですね、安全解析における経年変化の考慮の必要性について評価した結果、当中性子映写製剤であるレジン及び金属ガスケットについて、経年変化の考慮が必要であることを確認いたしました。
0:10:39	③番としましてマルに抽出された中性子遮へい材レジン及び金属ガスケットについて安全解析における経年変化の考慮の方法ですね評価いたしまして16市をFの方で、今回記載いたしまして申請したものでございます。
0:10:56	二つ目のポツのところ、上記評価において考慮が必要と評価しました経年変化については、いずれもですね、承認を受けていただいております。従来ですね、核燃料輸送物設計承認においてすでにですね、適切に考慮されていることも、
0:11:13	確認しております。なお、
0:11:16	使用済み燃料乾式貯蔵施設内での取り扱いを含めたツリー改正に対する疲労及び輸送中の深度影響につきましてはですね炉所への構造解析において、使用状況を踏まえた評価を実施しまして、問題ないことを、本申請中で確認してございます。
0:11:36	それと右下8ページ目以降ですけれども、こちらはですね、参考ということで、先ほどのページの②番のところですね、評価。
0:11:47	一方ですね、下結果をですねえか抜粋して、申請者に対しての内容ですね、抜粋して記載しているものでございます。簡単にですね、御説明させていただきますと、とは、右下8ページ目につきましては収納物の経年変化の
0:12:04	考慮の必要性の評価ということで、収納部としまして燃料被覆管につきまして熱照射価格につきましてそれぞれ評価してございます。
0:12:17	右下9ページからですね、ちょっと最後の

0:12:20	右下 13 ページまでがですね、輸送容器の構造部材の経年変化の考慮の必要性の評価ということはどうであったり、バックチェックと撮ら日本海等々ですね株岩盤中性子遮へい材等ですね、輸送容器を構成する部材につきまして評価してございますので、
0:12:40	それぞれの部材につきまして経年変化の要因としまして熱照射割賦
0:12:45	対象に評価した結果を載せてございます。この中で先ほどご説明いたしました通り、弊社としましては二つですね、考慮が必要なものがされましたので、別途御説明申し上げますと、右下 11 ページ目。
0:13:04	のところ中性子遮へい材につきましては熱科学の経年変化要因につきましてですね温度及び加熱時間に基づく質量減損量の評価式が示されており、設計貯蔵期間中の熱的影響による質量減速が発生するため、
0:13:20	遮へい評価上保守的にですね、出力変化 2%程度発生いたしますということで、保守的に 2.5%の試料減損考慮するというを注視してございまして評価してございます。もう 1 点がですね、10 ページの 12、右下 12 ページになりますが、別途金属がつけたと。
0:13:39	いうところで経年変化要因としまして熱ということで、文献により設計貯蔵期間中の閉じ込み機能は維持できることを確認してございますが、一方で核燃料輸送物としては特別な試験条件を踏まえた臨界
0:13:55	評価への影響として剛性機能の健全性を行う必要があるため、構造解析ではこれまで知見に基づきまして、設計貯蔵期間 60 年間における経年変化を考慮した減速ガasketンですね、横ずれ基準を設定するというで評価してございます。
0:14:13	簡単ではございますが、以上がですね、資料 1 の御説明になります。
0:14:22	詰まって別途資料につきましてはですね、今回弊社が申請いたしました申請書ですね、来箇所につきまして、最初に申しあげました通り 24P32Pは同じですので、結果 24Pを代表としましてその箇所ですね明示した資料に、
0:14:40	なりますので、御説明のほうは割愛させていただきたいと思います。
0:14:45	弊社からの説明は以上になります。
0:14:56	そう。
0:14:59	規制庁のマシモです。はい。説明ありがとうございました。
0:15:04	4 点の説明を踏まえて規制庁から何か
0:15:09	御意見等あればお願いします。
0:15:14	規制庁法でございます。よろしく申し上げます。
0:15:19	お願いします。ですんで
0:15:24	どうって、まず、ページはいいか。

0:15:31	7 ページの記載なんですけども。
0:15:40	経年変化をまず用意として、
0:15:44	ね値等放射線照射による劣化と化学的劣化っていうば挙げていただいて、
0:15:55	こちらとしては疲労も上げて欲しいというところがまず一つあります。
0:15:59	実際やって
0:16:03	構造解析で繰り返し回数と、設計疲れ線図を用いた評価がなされているということは認識してますんで、そのことについても、ここの中で、
0:16:20	一応広場で考えているよということはなにがし意思表示を経年変化の要因として考えて、結果として構造解析で問題ないというふうな説明をしていただきたいと考えます。
0:16:34	これが1点目で、2点目なんですけども、
0:16:41	要は継電変化の考慮が必要であるとした構成部品及び収納物としてですね、中性子遮へい材及び金属ガasketというのが挙げられているわけなんですけども。
0:16:59	バasketの関する説明が非常に土地の一覧表のところでもちょっと話したいと思うんですけれど、
0:17:10	もともとバasketって、経年変化熱的な要因によって、事項等の効果があるということで、材料強度が低下するという、これはもう明らかに経年変化だと考えます。
0:17:24	だから、それを踏まえて、
0:17:28	いろんな試験を熱か、
0:17:32	そう設計仕様期間中に、要はバasketを受ける熱負荷を超えるような負荷を要は与えたアルミニウム合金に対する影響度、いろいろ試験をやって
0:17:50	あとこれ全部言えっちゃう話はないんですけど、要は大事なものは、そこでその低下を踏まえた材料強度特性をちゃんと定めてるというのがあって、それに基づいて、構造解析やってるっていうのが実際だと思うんですね。
0:18:06	だからそのことを素直に書いて欲しいというのが、或いはす。これが2点目。
0:18:12	3点目でちょっと気になって今気になったんですけど。
0:18:16	この7ページ目の輸送中の振動影響って書かれてるんですけども、振動なんて何かあるかわかんないんで、これ書いたら帰ってくる閉まっちゃう首が縛るっていうか決められもしないことはしてその震度の振れ幅とかということではなく、

0:18:34	で、実際今、安全解析書の中で説明されているのは、要は移送中に受ける振動に対して増幅がないということで、健全性が保たれるというところでとどまっていると思うので、この振動影響というような表現については、
0:18:53	あまり適切ではないのかと考えます。
0:18:56	引き続きましてですね、今の関連バスケットのところとか、ああですけども、9ページ目のところで、
0:19:08	設計を共同部stageが規定されておりというよりも、これは要は
0:19:16	申請書の中でも書かれてましたけども、ちょうど形型式証明なり何なり三菱重工さんがいろいろデータをとられているというのはその前提としては、経年変化があると時効の影響を受けるということになりますので、
0:19:31	だから要はそのことを踏まえてどういう部、どういう材料のどういうふうな構造強度を用いて評価したというふうな説明をしていただきたいと考えます。
0:19:47	側溝はだから要はバスケット明らかな1要は経年変化があって、それを適切に評価してるという説明をしていただきたいと考えます。
0:19:59	次ですけども、
0:20:05	くださいね。すいません。
0:20:09	規制庁の石井です。これ3一旦切ってもいいんじゃないですかフォームで一旦、何か
0:20:15	一応当方からの、ちょっとまず、1発目の気づき事項ということで、今までのところで何かあれば、
0:20:26	規制庁の石井ですけども、固定の質問をちょっと一つだけ補足さしてもらって1点目の質問について、
0:20:36	繰り返しの荷重とか、そういうものについては四国電力さん側はどのような認識でいるのかっていうのも含めて書いていただければと思うんですが、
0:20:47	いかがでしょうか。
0:20:55	質問の意図としては、
0:20:59	前から例えばJAが凸型という申請を出している中で申請書の内容をちゃんとご覧いただいています、
0:21:12	この点少ない繰り返し荷重の部分は、この補経年変化の要因の中に入れてないのか。
0:21:20	一方で、なお書きのところでは適切に書かれているので、
0:21:26	疲労とか輸送中のそういう液振動の影響というのはさっきホデの方で振動影響を受けた書かないほうがいいんじゃないかって指摘もありますけど。

0:21:37	その辺は四国電力さんとしては、ここの部分、経年変化の要因になるというふうに一応認識をされていて、なお書きで書いてるのか、もともとそこがどうかかっていうのを、
0:21:49	ちょっと認識お願いしたいんですけど。
0:21:56	CDS、
0:21:58	すいません。
0:21:59	はい。
0:22:02	で何かつうまく繋がるように、
0:22:07	四国電力ソガワです。すいませんあの回答が遅くなり申し訳ございません。今ご説明いただいた内容、こちら聞き取りしております。まず疲労に関してですね経年変化の要因かどうかというところにつきましては、
0:22:22	それで今現在のこのスライドがですねその申請書の現在の記載をベースにちょっと書かせていただいているというのがございまして現在の(2)のところについては申請書ケースで、この3点書かせ、
0:22:36	前回のヒアリングですとか先方さんの審査状況とか。
0:22:42	踏まえまして、一番下のなお書きのところ追加をさせていただきます。
0:22:49	今の書き方の考えとしてはそういったものでございますんで進路影響につきましてはちょっとちょっと先行施工踏まえながらちょっと検討しているところでございますけども、再度検討させていただきたいと思います。
0:23:04	ただ1点目は以上でございます。
0:23:08	規制庁の石井ですけども、
0:23:11	それは申請の段階までにJAの先行のやつは見た上で外したということですか。それとも、
0:23:21	その辺の意識っていうのはどういう感じだったんでしょうか。
0:23:30	今の御回答だと、先行の事例は見ているという御回答だったのかなと、そういうそれを踏まえて、申請書には書いてないので、なお書きをしましたが、見たタイミングっていうのはどういう
0:23:44	申請のだから。
0:23:46	ていうのは、
0:23:48	どういう意識でいらっしゃるんでしょうか。
0:23:54	当四国電力側でございます。ですねまず先行さんはい南させていただいて疲労も含めた経年変化の要因ということで整理をされているというのは、ちょっと見ておりました。一方だろうね弊社としまして貯蔵が審査等におきまして、
0:24:13	長期健全性の説明

0:24:18	同等の内容を理解するんですけれどもちょっと次の採決期間中のベース長期健全性について説明をさせていただきます。内容につきましてもですねもう3点を中心に3点でご説明をさせていただいて、
0:24:34	出たというのとあと診断につきましては、すでに了承への構造解析の中で説明をさせていただいたというのもあって、当町土橋佐藤が整合図ったというか、その縦でもちょっと今新設症状
0:24:52	どの商品筆問現状明記ができていないという状況でございます。
0:25:01	規制庁の石井ですけど、それは四国電力さんとしては書く必要がないという判断だったってということですか。
0:25:16	四国電力ソガワでございます。はい。同署Aのあの構造解析の設計の中で考慮できていたので、こちらに必ずしも記載は必要ではないのかなと判断して、
0:25:34	現在の記載となっております。
0:25:41	規制庁の石井ですけども、繰り返しになるかもしれないそれはじゃあ選考は書いてるけど、
0:25:48	そこはどういう認識をされたんですかね。
0:26:08	四国電力カシオです。当覆土ですねこちらからお勧めしますとおり、貯留槽Fには変形などを用いてございます。で、先行さんの中に確かに書いてございますが、どちらを変えてございますので、ちょっとその辺は、
0:26:23	今回申請中では書いておりません。
0:26:27	ちょっと
0:26:30	当社の見えていることを考えてございましたが、ちょっと規制庁さんとの面マシンのお考えをお聞きしましてですね進めへんは適切な対応は考えたいと思っております。
0:26:46	規制庁の石井です。今の御回答の意図は、
0:26:52	口省Fのところ、
0:26:54	負荷後ろ紙をGeのところ、
0:26:57	その辺も含めて書かなきゃいけないという認識は持たれたという理解でよろしいですか。
0:27:03	食燃料箇所でございます。はい、その御理解で
0:27:06	結構でございます。
0:27:09	規制庁の石井です。そこはじゃあ、
0:27:12	承知しましたので、今後審査会合の中でもちょっと増えるかもしれないですし、補正に向けては、適切に対応いただければと思います。ホデさん何か補足とかありますか、特にございますが、

0:27:28	やはりいろいろガイドとか何とかでこう書かれてるかなということ、それですべてがどうかってということもやはり
0:27:36	今回輸送容器、ちょうどして共用される輸送容器がどのような使用状況を踏まえて、どのような要因があるのかというふうなことをやっぱりきっちり
0:27:54	その状況を踏まえてですね、要員を考えていただきたいと思います。前回もちょっと説明させていただいているかもわかりませんが、熱とか放射線とか科学というのはあくまでもガイドの中で代表的なものの例という
0:28:10	8階でございますので、それぞれにそれにとられるたらちょっと言い過ぎかもしれないけれども、その状況プラス状況はどうかというのが非常に10それを踏まえてどのような
0:28:25	懸念に伴ってどんなどんなものがあるかというふうなアプローチをしていただきたいと考えます。以上です。
0:28:37	四国電力ミヤザキです。はい、わかりました。はい、ありがとうございます。
0:28:43	規制庁の石井です。これが二つ目は、もう1回何か確認しておかないといけない部分なんです結果、経営面は、
0:28:53	振動はいいですね、もう今申し上げた通りです。それで、三番目バスケットですね、要は経年変化の考慮の必要性について考慮した結果、中性子遮へい材及び金属ガスケットについてと書いてあるんですけども。
0:29:14	要は使用状況経年変化の要因を使用している材料ということ考えると、ここ当然バスケットは入って
0:29:23	来るということで、何かごもともと考えているから何もしなくていいよっていうものではなくて、
0:29:31	やはり根本に立ち返って帰ってや青根本に立ち返ってですね、
0:29:38	じゃあどうなるのと、要はアルミニウム合金であれば、明確な理由としてAtか事項とか、各焼き直し状態であるというふうなことはもう等を
0:29:53	明らかにされてるところもございますので、
0:29:58	ちゃんとこの中に影響を受けるものとして、ちゃんとアルミニウム合金は入れておくべきではないかと考えております。
0:30:10	規制庁の石井です。四国電力さん側で今のホデのコメントに対する考えはいかがでしょう。
0:30:21	四国電力ソガワでございます。はい、御指摘の趣旨踏まえましてですねちょっと対応する検討させていただきたいと思います。
0:30:35	ホデさんすいません今のコメントは規制庁の石井ですけども、今のコメントはその部分を考慮の対象とすべきというふうに認識すればいいですか。それとも考慮考慮すべき、考慮し、考慮していますし、

0:30:50	実際考慮しなければいけない項目を考慮しなければいけない。構成部品の材料となりますので、やはりそこは明示して設計対応をどのようにしたかということ
0:31:11	ラックは聞いていただきたいというふうを考えて、
0:31:15	規制庁の石井ですけども、四国電力さん今ので。
0:31:20	特に何か確認しておくことはないですか、そちらの意向と合ってるのかっていうのも含めて、
0:31:29	四国電力のソガワでございます。基本的にはですね、これはおっしゃられる通りでございますがこの今申請書に書かせていただいているこの設計を強度物性値が規定されているというところで、この
0:31:45	規程っていうところが企画で来角材という意味ではちょっとほかの材料と比べると差異があるところではございますただ一方で、他の観測孔とかですねとに協議事項をし検討を行いまして材料の
0:32:01	ガイドラインに沿って三菱重工さんのほうが、型式審査の中で、その妥当性等を説明されて規格材と同等のですね、そういった過時効等の熱的な影響も踏まえた企画、
0:32:18	どういった新規材料として採用されると同等の内容確認された上で、型式承認をいただいている材料を的確サイト同様に設計温度範囲を定めてその中で使用するというところで、
0:32:34	その材料物性の中で、そういった経年変化といいます加熱温度が上がった場合の影響というのはすでに企画規格値ではないですけども物性値の中に取り込まれているものを使用するというところで、
0:32:51	今の物性値の中ですでにそういった影響が評価織り込んだものを使用するという考えでやっとなら現在のほかの材料とですね等々の記載をしておりますし伏せ貯蔵場の審査でもなどの
0:33:06	説明をさせていただいたという経緯がございます。一方で経年変化というところで物性値の規定の中で、それを取り込んでいることがですね経年変化として考慮されているという解釈といいますかの考えもできると思っておりますその辺が、
0:33:26	ちょっと今、申請書上炉政府の中でちょっと不明確になっているという理解でございます。ちょっとそれを踏まえて
0:33:36	そもそも経年変化と施工を考慮すべきものとして取り扱うかというところはちょっと検討させていただきたいと考えております。以上です。

0:33:46	今規制庁のほうでございませう今ちょっとおっしゃったことで取り扱うかどうかではなくて、影響あると明確に言っていたかかないとこういう良くないと思うんですね。
0:33:58	これだけで、例えばこの説明の9ページ書かれてることだけで一体何かちょっとわかんないですよこれはっきり
0:34:07	だから、実際それをどう今例えばバスケット評価っていうのは落下解析自由落下及び9メートルの落下落下のところで偽りとか溢水とかっていう値を定められてそれを
0:34:26	いわゆる先ほどの事故等の効果を踏まえてですね、いろいろ説明されて、全部決めてその赤い使ってるという事実はあります。
0:34:36	だけどそのプロセスがとても大事な話と考ますので、影響があるといつて、影響があると言わないところは何も経年変化を考慮する必要はないということ は明らかに。
0:34:49	間違いで考慮する必要があるというふうに言つてあつてある上で、ちゃんとそれを対応されてるということを明確に記述いただかないと、ちょっとこれは問題があるんじゃないかというふうに考ます。他の、要は規格材等、
0:35:06	あとはちょっと位置付けがね、違つて思つし、アルミニウム合金特有の問題、アプリやはりその量温度範囲の中で、要は事故が起こるとかですね、そういうことは紛れもない事実だと考ますので、そのことを踏まえてちゃんと設計しているということが示されるべきと考ます。
0:35:24	いろいろ踏まえてやはりちょっと集荷まああの修文とか説明はお考えいただきたいと考えております。
0:35:40	一つ燃料箇所率すけども、これ3号ご指摘変わりました趣旨は理解してございませう。
0:35:48	一方てですねちつとうちの方からも設置しましたけど、政府の貯蔵側の審査のほうでもですね、この件は、経年変化の件はですね、御説明してる内容もございまして、その辺のですね説明した経営実績も踏まえてですねちつとつまりアワー考えさせていただきたいというのは弊社の考えでございませう。
0:36:09	以上です。
0:36:14	おっしゃつおっしゃつてことは理解いたしました。ただ、やはり明確に今頂部が直後はつというふうには確かにちつと前提とした話となつてますけども、厳密に言えば今これ中部の審査やつてるわけではないんで。
0:36:29	どういふふうな物性を使つて、要は外運搬規則に対する適合してるかしてないかという判断をしてるわけですから、その前提としてどうなのかというところ。
0:36:39	そして、

0:36:43	ということはどうですかね、念頭に置いて御説明いただきたいと考える。以上です。
0:36:50	そういう箇所別了解しました。沢山ですねちょっと創設ということをおっしゃってましたけど、当施設含めましてその記載がですね、そういう意味ではちょっと不十分な点があるかたもしれませんねんはきちんと進めさせていただきたいと思っておりますが、
0:37:08	ちょっと最終的な書き方ですね、いろいろと競合の話もありますのでその辺はご検討検討しまして、検討したいと思っております。よろしく。はい、よろしく願います。
0:37:23	ですね。
0:37:25	規制庁のCですけど、今の件で、先ほど来からちょっと少し気になるところがあるんですけど。
0:37:32	ちょっとホデが言った通り今貯蔵審査をやっているわけではないので、輸送側で経年変化を考慮しても、それぞれの各条に技術基準上の要求を満足することをきちんと説明して適合することを説明してもらわなきゃいけないので、
0:37:52	貯蔵で説明した内容を使ってきちんと輸送の崩壊運搬規則告示の技術基準への適合性を説明してもらうものであって、貯蔵といったことも止まっちゃうのでっていう観点で、もうちょっとでやっていることにあわせていうことであるんであれば、
0:38:12	外運搬規則にもしかすると適合してないって判断がありえるので、そこはきちんと認識していただきたいんだっていうことと、今榎尾さんおっしゃったその経年変化を考慮する必要はないというふうにならぬ側でも言っているんですか。
0:38:30	そこはというふうには私達は理解をすればいいんですか、貯蔵側で経年変化を考慮する必要はないとされているので、こちらでもかけませんっていうことなんでしょうか。
0:38:42	四国電力はせんとしたものも含めて二つありましたあとの一広場の途中側の内容につきましてちょっと確認させていただきたいと思っております。最初のイシイさんの御指摘の件に関しましてはですね、決してですね調和でこう言っていることを繰り返して、
0:39:00	いうわけではなくてですね、町側でもきっちり説明してございませし、一方でソガワでもし御説明する必要があると思っておりますので、その辺は一般自立して御説明させていただきたいと思っております。
0:39:13	ただ最終的にというふうになるかにつきましてはですねちょっと調和のことをおっしゃいますけど。

0:39:21	その辺を含めてしてどういったIVで提案をしたらいいかなってというのはちょっとえと間検討させていただきたいという趣旨でございます。説明をさせていただきます。
0:39:32	基礎規制庁のCですけども、共和町ソガワの人は、
0:39:37	そのわかってる方はいらっしゃらないですか。
0:39:41	四国電力は修正ちょっとすいません貯蔵側の話が少しわかりました。ちょっと簡単に御説明させていただきます。
0:39:50	四国電力ソガワでございます。石膏に申請者におきましてですねあの表土の強度計算書を付けして御説明しております。その中でですね技術基準の26条にときゃ特有の技術基準の適合性におきまして
0:40:08	そういった却カシオされる環境等を踏まえて適切な材料等を選択することという要求がございますので、その適用性として等をやろうとし、貯蔵場の審査ガイド、
0:40:23	長期健全性の
0:40:26	説明についての要求がございます。そちらの回答としてバスケットの熱的影響につきまして、強度計算書の別紙ということで添付資料のようなものをおつけしてございます。その中の説明として、
0:40:44	こちら記載させていただいてるのと同じ考えでございまして、そういった水産の形の申請書におきまして貯蔵状態におけるマウンドでの設計を強度物性値が規定されてましてその温度範囲で使用するというので、
0:41:01	熱による経年変化を考慮する必要はないという書き方で添付資料のほうに記載をさせていただいてるというのが事実でございます。以上です。
0:41:22	成長のイシイですけども、その考え方っていうのは、熱による影響を
0:41:30	踏まえて、設計用の強度物性値を定めているっていうふうにとられるのではないんですかね、ホデさんそういうふうにご相談じゃないかっていうことだと僕はホデさんのご指摘はそうなんじゃないかなと思うんですが、だから、
0:41:47	薬を動かして認識を踏まえると影響があるから、
0:41:56	研究についてもお話しに決めて、
0:42:01	四国電力からするとちょっと補足させていただいているし、ちょっと先ほどの貯蔵側の説明ですね、ちょっと説明が足りないとか、ましたので補足させていただきます。四国電力ソガワでございまして、まずそういう趣旨で材料の
0:42:18	名特性でそういった考慮されているということがそのあとなお書きでちょっと記載をしております、設計貯蔵期間中の熱暴露条件を模擬した条件での材料特性を保守的に包絡するような設定をしているので、クリープによる、

0:42:35	設計貯蔵期間中の熱暴露による強度低下っていうのは、その中で考慮しているということをお書きで記載してございますので、はい。
0:42:47	統制ソガワの説明書としてはそういった説明をしてございます。
0:42:54	規制庁の石井ですけども、今の御回答は、お互い言ってる指摘で安政にそのAとなっているんですかね貯蔵の申請書の中で、経年変化を考慮必要はないと言って、一方でお書きでちゃんと
0:43:11	そう設計補強とか物性値を定める上で、止めずバックルに売りクリープの影響。
0:43:18	公立でそれ以下にならなければ大丈夫っていう評価をしているっていうことを書いてるっていう理解でいいですか。
0:43:26	四国電力ソガワです。はい。その認識でございますので、今回のlossofにおきましても、申請書のほうにはですね、同じ形で、なお書きに同じ趣旨の記載をさせていただいております。
0:43:42	ちょっと今このスライドの資料のところにはちょっとそこまで外部ということでちょっとそこまで書けないというところがありますけれども申請者のほうで同じ説明をちょっといろいろFバスケットの熱の中での御説明をさせていただいております。
0:44:02	はい。
0:44:04	規制庁の石井ですけどそうすると、ここのバスケット熱。
0:44:08	形で変化を考慮する必要はないと書かれてますけど、熱暴露云々をきちんとさだと定めなんていうんですかね、考慮した。
0:44:19	設計用強度とか物性値が規定されており、の範囲内で使用する設計となっているっていう
0:44:28	ふうな形になるのかなと思うんですが、いかがでしょうか。
0:44:33	四国電力そのものでございます。はい。その通りヒガシちょっと今のスライド9ページのと熱の記載のところの説明がちょっと抜け抜けていってますがちょっと不足しておりますので、そういったことを考慮した上でこういう設置をされているということを明記。
0:44:51	きさせていただきたいと思います。と思っております。
0:44:58	規制庁の石井です。樫尾さんそれでよろしいですかね。そうすると何かちゃんとホデが言った、このプレゼン資料の中においても、ちゃんとそのバスケットについては、熱的影響を考慮した上で、
0:45:15	設計をしてるっていう形で、別に貯蔵化の審査と
0:45:20	そこはないんじゃないかなと思ってはいるんですけど、その辺はどうでしょうか。また、一方で

0:45:27	今日三菱の方がいらっしゃるんでした結果、
0:45:30	四国電力カシオです。ご指摘ありがとうございます。ちょっとすみませんを今回パワーポイントの概略のところの記載ですねちょっとかなり記載をまとめたとかはしよったところがございます、非常に誠に申し訳ございません。ご指摘の点を踏まえましてですね。
0:45:50	ちょっと審査とも同じ記載などと思っておりますけど、ちょっとこの辺は測定負債につきましては、その地域させていただきたいと思っております。
0:46:01	以上です。
0:46:06	ホデさんよろしいでしょうか。はい。
0:46:11	はい。明確に書かれてどうですかね。
0:46:17	要は強度低下があるということとそれを踏まえた、ちゃんと適応しているということで週で共同構造強度設計をやってるということが
0:46:30	読める理解できる内容であればよろしいかと考えております。以上です。
0:46:37	はい。
0:46:38	規制庁の石井です。先ほどちょっと私、もう一つ気になるポイント伝えられなかったので、3 ページのところ、今回赤字で追加していただいたところがありますよね。
0:46:51	従来経年変化に関してはここで書いていたけれども、
0:46:57	目次の規則及び告示の改正を踏まえて、きちんと炉省Fのところに記載すると。
0:47:04	ということで、みずからここでは書かれている一方で、7 ページで今回追記していただいた部分で、
0:47:12	二つ目の黒ポチがあると思うんですが、
0:47:19	7 枚目よろしいですか。
0:47:24	承認を受けている従来の小江設計承認容器すでに適切に考慮されていることを確認したってという記載をしては、
0:47:33	だから言ってることがちょっと違うんじゃないかなと思ってるんですが、ここは3 ページの認識をちゃんと持たれていて、
0:47:43	なんですかね。
0:47:44	そちらから確認しているのはすでに適切に考慮されていることを確認しているわけではなくて、
0:47:52	従来の承認で書いていたこの経年変化に関する考え方を今回の規則等の改正を踏まえて適切に要求事項を満足する。
0:48:04	というなんというんですかね、その説明を行ったってということなんじゃないかなと思うんですけど、この7 ページの二つ目の黒ポチの記載だと。

0:48:17	それに
0:48:19	外の人が見たりすると、もうすでにやってたんだから大丈夫だよっていうふうに言っているように思うんですけど、もちろんその自主的にやられていたり、ちょうど審査でもきちんとこの経年変化とか長期健全性を説明されているので、
0:48:35	自主的にやられたその前回の申請では、その貯蔵の
0:48:41	審査の進み方の記載とか申請の内容を踏まえた記載されていたと思うんですが、
0:48:49	この辺の何かその7ページの二つ目のポツのこの記載の意図は何かあるんでしょうか。
0:48:58	四国電力のソガワでございます。はい。前回のヒアリングでも御指摘いただいた内容を踏まえてですね我々としてはですね、先ほど来ご指摘いただいたように、今回規則の告示改正踏まえましてええと適合するようにですね、ます。
0:49:17	一連の評価を行ったというのが時地域でございます。ただし一方でですね、
0:49:25	○以下の7ページの①から③のステップで評価を知っておりますけれどもそこで抽出された結果ですね書かせていただいているようにレジンとか金属ガasketの影響もこちらについて安全解責任ですね、具体的な、そういった構造
0:49:45	解析でありますか、遮へい解析でこういった中で、その影響っていうのが取り込んだ形で、すでに解析をやったので、解析自体にいやもうやり直したわけではないと、そういうそういう趣旨での
0:50:01	ちょっと記載をしてはいたんですけども、それは誤解を堰などにちょっと誤解を招くということもございますので、
0:50:11	ちょっと記載については改めて検討をしっかりとおもいます。
0:50:17	はい。
0:50:18	そこを何とかそれぞれちょっと先ほどの説明聞いて姑息を少しいただきます。やっぱよろしいですか。
0:50:27	成長してですお願いします。すいません、ちょっと冒頭ですね、前回の関係するところですね、前回指摘を踏まえてこととこうしますけど、そうではなくて、としましては、法令改正もず経年変化を
0:50:44	はい、変わりますのでそれを、これに関しましては、こちらの3ページの②で一通りこういう考え方を持って、考え方をとしまして、兼任以下の考慮しておくこと特定してございます。
0:50:58	7ページにつきましてはですね、結果を踏まえて、ちょっと誤解を渡しまして申し訳ございませんが、一つの考え方になってるかいつてますが、やっぱした通り、二つ目も、

0:51:14	ですから、この状況下においての文書につきましては、ちょっとここは誤開を定量がいいかなと思いますのでちょっと書き方については、検討させていただきたいと思っております。
0:51:27	以上です。
0:51:34	規制庁の石井です。そこはよろしくお願ひします。なんか、多分申請書でもこういう記載が今入っているのかなと思うんですけど、最初にホデも私も言った通り、あくまで
0:51:50	貯槽の審査をやってるわけではなくて、輸送できへ経年変化の考慮っていうのをきちんとして、特にこの貯蔵後輸送やるものについてはやるようになっていうふうな形で規則改正を行っているので、自主的にやった部分は、それは過去にきちんとやられてるっていうのは、こちらも分かっては、
0:52:10	うんですけど、その内容が今回規制新たに規則改正を行った要求事項に対して、
0:52:19	運転ですかね、適切に適合しているっていう説明をするデータとして使えるっていうことをそちらは言いたいんじゃないかなと思ってるんですけど、今、単純に見ると、もやってるからいいでしょうみたいな記載ぶりにも見えるので、
0:52:35	そこは記載を適正化していただくとともに、きちんと3ページ書いているところがカシオさんおっしゃった通り、四国電力さんが考えられているところだと思うので、申請書それからこのパワポも含めて、
0:52:51	ちょっと表現ぶりを間違えると、
0:52:55	とらわれ方が変わってきてしまうので、そこは適切に考えていただきたいなというふうに思っていますがいかがでしょうか。
0:53:04	電力それぞれイシイさんのおっしゃる通りですね、7ページですね、多分二つの記載に関しまして、ちょっとこの
0:53:13	それが適切などありますので、ここちょっと組み方を変えとか、もしくは削除するか、ちょっと考えさせていただきたいと思っております。よろしいでしょうか。
0:53:24	規制庁の石井ですよろしくお願ひします。あと、7ページは記載の①で追加していただいた部分なんですけど、今ちょっと見せ方として、(1)使用状況の下に矢羽が三つあって、
0:53:40	(2)経年変化の要因の下に矢羽が三つあるとちょっと見方を間違えとの移送は熱的劣化を評価のほうが要因で貯蔵保管は放射線による劣化が要因でっていうふうに見えるので、

0:53:55	何か例えば使用状況の下に矢羽を横に三つ並べてもらって、(2)も、その下に持ってきて、矢羽を三つ並べたほうがいいんじゃないかなというふうに思うんですが、多分構内輸送が熱的劣化に影響して、
0:54:12	場合が要因でっていう考え方でこの並べてるのではないと思うんですが、いかがですかね。
0:54:19	想定が発生数ご指摘の通りでございまして、ちょっと弊社の整理の仕方がちょっとわかりにくくて申し訳ございませんでした。ご指摘を踏まえましてですねもう少しわかりやすく書き直したと思います。ありがとうございました。
0:54:38	すいません私ばかりになってしまいます。この関連でちょっともう一つだけ、もう一つちょっと伝えておかなきゃいけないんですが、この前のヒアリングの中でもホデのほうでちょっと確認させていただいたと思うんですが、今回
0:54:53	ここの一番下のなお書きで炉小江でやってるからっていうことでええと書かれてるんですが先ほど疲労とか、繰り返し荷重に対する影響もきちんと経年変化の要因という認識は持たれてるということだったので、その辺は今申請書としては、
0:55:11	そういう形にはなっていない部分があるので、今後の補正で直していただく部分が必要かなとは思ってますので、明確にちょっと議論しておきたいのは、ろ紙をGelにはきちっとその経年変化の影響の
0:55:27	評価とその評価結果っていうのを並べていただいている、一方で、各省のGの中では、それを踏まえた基準への適合性軽度ば明確に書かれていないという認識なんですけど。
0:55:43	例えば今提出していただいている申請書の聾商事の規則項目でいったら第三条第3項に対してにおいてその炉所Fで書いている内容が触れられてないと、それから、
0:56:01	関連して
0:56:04	そちらが考慮しなきゃいけない、例えば中性子遮へい材の熱的や放出量減損とか金属ガasketへの影響も考慮っていう部分が各条のところ、
0:56:19	どういう考慮してそれでも大丈夫っていうふうな基準に適合しているって記載が今抜けてると思うんですけれども、
0:56:28	その辺はまず、なぜそこに書けなかったのかって書けなかったっていう部分で、特に先行の事例を見れば、きちんと、今、5章のG-第3条第3号では、
0:56:43	経年変化の考慮の評価の結果の概要みたいな載せてる先行事例があるので、そこはきちんと確認していたのか、それとも、あえて何かここに書かなかった理由があれば御説明をお願いしたいんですけど、いかがでしょうか。
0:57:04	四国電力カシオです。

0:57:07	お勧めしますと、先行さんを含めまして、見てはいるんですけど、濃硝Fの方を中心に見てましてですね、ちょっと蔵書Gのほうの確認が少し不足せたのかなと思ってございまして、結果としまして今閉止の
0:57:24	環境になってございます。
0:57:28	また一方ガイドとかです規則のほうもうちの方での確認してまして、ちょっと外筒には書いてるようなことは考えておりますけど、規則のほうにですね明確にちょっと書いてなかったのかなあということもありましてね。
0:57:44	今回ちょっと申し訳ございませんが、規制庁さんのお考えがね、わかりましたので、記載につきましては考えさせていただきたいと思っております。以上です。
0:57:57	規制庁のCですけども、今のカシオさんの御回答は、今記載は十分になってない部分があるので、今度きちんと今後きちんと、そこを適正化なり拡充していく考え持っているという理解でよろしいでしょうか。
0:58:13	はい、その御理解で結構でございます。
0:58:16	規制庁の石井です。承知しましたよろしく申し上げます。これ3この点について何か補足しておくことありますか。またホデ災害の方があれば、
0:58:28	ホデさん等でしょうか。いや、特に今石井さんおっしゃったことで、
0:58:35	要はそこでちゃんと
0:58:37	あくまでも我々が審査する対処の目的っていうのは規則に対して適合してるかどうかでその前提がちゃんと考えられてるかというところで、確かに係り項目については了承Fでいろいろ検討いただいているということはもう認識しており、意識、理解しております。
0:58:55	ただやはり直接その規則規則条項に対してどう考えたのかっていうことが
0:59:04	示されるのが労使OGというふうにも我々認識しておりますので、そこにおいても、ちゃんとこのように考えているから言われてることに対してちゃんとやってるちゃんとしてるとちゃんと対応していると。
0:59:20	ということが説明されるの差されるべきと考えております。
0:59:25	以上です。
0:59:31	規制規制庁の手術他の規制庁側から何かこのポイントでなければ、別途別の質問に移ると思いますが、
0:59:41	よろしいでしょうかね。
0:59:48	規制庁石井です。ヒガシさん、何か追加でコメントとか、この部分限らず、コメントとかありますかとホデさんなんかもうひと月また答えてもらってない部分があれば、どちらを先、
1:00:03	じゃあホデさんの方からはいい、わかりました。ですね、合わせてって、

1:00:15	11 ページの例示の説明なんですけども、
1:00:20	今アンダーラインつけていただいた説明はもう
1:00:24	これで結構だと思う。その前に
1:00:28	その前の説明として、温度及び加熱時間に基づく質量減損炉の量の評価が示されておりという何か言うことが書かれてるんですけども、これを、これも先ほどの
1:00:41	どうですかね。
1:00:44	先ほどのバスケット材料のアルミニウム合金当監視で結局長期の長期加熱条件下に置いた場合に、資料、資料の減損が生じああいう感じてる落ちることからというふうな
1:01:02	基本的なところをちょっと
1:01:04	はっきり書いていただきたいなと評価式が示されておりっていうのはどこに別に
1:01:11	もっと言えば、いろいろ見ればわかる話の詳細にローションFの細かい説明のところでは評価式を示していただいて、書かれてるという認識もございまして、あまり要らないんじゃないかなという感じがします。
1:01:27	起こるか起こらないか長期的何が起こるのかということを書きたくてここに書いていただくということがとても大事というふうに認識しております。
1:01:38	いるかね。
1:01:40	それを聞いてもよろしいですかそれとここで切りますか。
1:01:47	規制庁の石井です。四国電力さん側はいかがでしょう。
1:01:57	将来の仮設の先ほどの御指摘を踏まえまして記載については、検討させていただきます。
1:02:04	よろしくお願ひします。規制庁のイシイですちょっと関連してこの部分で、
1:02:10	考慮してる部分っていうのはばか特記して何かパワポでもう1枚追加して、こういうことやってますっていうのをかけたりするのはできますでしょうか。書いたりするのは、
1:02:31	陰性者はいかがでしょう。
1:02:34	お前、四国電力ソガワです。ちょっとあの伊藤地裁使ってるさせていただきたいんですけど、今、例えばですね先ほどの11 ページ、先ほど御指摘いただいたように取り人員については2%程度のする減損が文献知見によると、
1:02:53	発生するということで遮へい評価上保守的に1.5%の質量減損考慮するっていうところを記載させていただいてるんですけどこちらをもう少し補足するような説明。

1:03:08	がある方が望ましいというような御指摘でしょうか、規制庁の日です先日のヒアリングちょっとお伝えした通り、今回、4ポツの経年変化の考慮ということに7ページを変えていただいて、それで、そこはいいと思うんですけど、一方で②のところ、
1:03:26	①の使用状況及び経年この領域を踏まえて、以下二つあんレジンのこと金属バスケットについては経年変化の考慮が必要であるということを確認したという、考慮した上で基準適合をどうやってみてますっていう記載がないので、
1:03:42	そこを何かきちんと説明していただいたほうがいいんじゃないのかなと思ったんですが、それを書くことは可能でしょうか。
1:04:22	当四国電力ソガワでございます。すいませんお待たせいたしましたけど、例えば先ほどのレジンの話でありますと技術基準適合という観点では一般の試験条件下におけます案とか、輸送時におけます線量限度というのが残っ9時
1:04:41	規則来法令で定められておりまして、それを織り込んで、
1:04:47	班員入って適合するということを確認したっていう趣旨の説明を追加するというような趣旨でよろしいでしょうか。規制庁のCSRの相互理解で
1:04:59	ちゃんとみずから、まず、この二つについては経年こう変化の考慮が必要であることをきちんと確認評価の結果確認して、
1:05:08	その考慮した上で、技術基準、これこれにちゃんと適合してることを確認してるっていうのを、
1:05:17	そちらはちゃんとやられてるんじゃないかなっていう理解なので、そこをやるっていうのを、
1:05:23	もう1枚、この二つの項目なりバスケット加えるかどうかするのはそちらの後最後判断ですけれども、
1:05:32	追加していただくっていうのは可能ですかということです。というか追加するべきなんじゃないかなときちんとそちらがやられてることを説明するべきなんじゃないかなと思っていて、そこが今回のこの経年変化の考慮の必要性を踏まえても、基準適合してることをきちんと申請書上説明して、
1:05:52	それってポイントになるのかなと思ってるんですが、
1:05:56	申請者側としていかがでしょう。
1:05:59	四国電力ソガワでございます。ご指摘なし理解いたしましたので、資料の充実化を図りたいと思います。以上でございます。
1:06:09	規制庁のシールそこでさんそういう感じでいいでしょうかね。はい。今おっしゃったことと、頭に、要はその先ほど申し上げました通り、何が起こるということをはっきり書いといていただきたいと思います。

1:06:24	だからちゅ重量減損が起こるからこういうことを考えるっていうふうになるようにしていただいて、こういう考慮して、要は技術基準に対して、線量当量H評価だと思いますけども、基準を満足することを確認しているということになるのかと思います。
1:06:44	規制庁の石井です。今のほうで誰の発言を少し補足すると、こういうことがあるので、考慮する必要があると判断した後なので、その考慮をこういうふうにした結果を踏まえても、技術基準のここで言う、今、
1:06:59	そちらで発言のあった線量限度を満足するという事は申請申請の中でも確認していると設計の中で確認しているというふうにつなげていただく。
1:07:14	でばいいのかなとその三つのセットというか、まずどういうことが起きるので、
1:07:19	考慮の必要がある必要があると判断して、その考慮した結果を踏まえた評価なり設計をしているので、技術基準に適合しているという。
1:07:31	順番の説明になるのかなと思うんですが、
1:07:34	御理解よろしいでしょうか。
1:07:36	四国電力はそれぞれ理解しました。先ほど満さんの考え方と同じだと思うんですけど最終的にどういうふうに進めまして、技術基準を適用して確認したっていうことを御説明させていただきたいと思います。思っています。白尾です。
1:07:53	規制庁の石井ですよろしくお願ひしますホデ3 続きがあれば、はい。お願ひしますと。
1:07:59	もう全部だんですけども、
1:08:02	金属ガスケットなんですけども、
1:08:09	これぱつと読んで理解できる人はあんまりないんじゃないかと思えるんですけども、
1:08:16	要は長期高温に置いたときに何が起るんですか。
1:08:21	それがどのような弾の影響な残土影響とか、どういうふうな劣化が起るんですかということがないと思うんですね、これ。
1:08:32	実際はおそらくですけども、長いこと置いたら、いわゆる楽でしよみたいなことが起こって漏れやすくなると、なんかか除外荷重を受けたときに漏れやすくなるとかですね。
1:08:50	そういうことでどういうことでそういうことがわかっているんで、
1:08:58	その辺の低下を踏まえて、こういう文献か何かわかりませんが、それは設計貯蔵期間におけるなんか金属ガスケットの横ずれの基準値をせ、
1:09:15	して水、例えば先ほどの話でいうところから続きに、例えば臨界解析において水の侵入浸入量その漏れいがあるお持ち水の侵入があるとして評価して、

1:09:30	基準を満足するため臨界臨界であることを確認しているとか、それだよなと思うんですね。ですから文献により貯蔵期間中の藤木の結果、これも必要かどうかというのは非常に疑問です。ただ貯蔵期間中の閉じ込め機能が維持できることは、
1:09:46	できることを各確認しているけれども、要はガスケット特性でどういうことが起こると、それを踏まえて、何をしたら、要は基準として、むしろほとんどじゃじゃ漏れのような基準を設定して
1:10:04	評価した評価 1 人で水の浸入を考えて未臨界性評価につなげたということだと思うんですけども、ということがちょっと読めるようにちょっと起債の記載を再考いただければと思います。以上です。
1:10:21	四角での活用です。先ほど御指摘の通りでございまして評価をその通りやっておりますので、ちょっと記載が十分にできてございますのでその辺は考えて検討させていただきます。以上ですお願いします。
1:10:35	すみません、もう 1 個も最後通期でいきます。
1:10:39	一番
1:10:43	映画な一番あれなんですけども、前回の自主的に評価されたところからdBとするとところなんですけども。
1:10:50	この次の 30 分だとかですね、ボルトとかですね、もう今回の話で、ここの記載がすべて保管中和が主語になってるんですけども、保管中は受けらわかって、
1:11:05	要は時間が短いにしろ、共用供用する供用する時間が短いにしろ浴びる時間は短いにしろ、放射線の影響を受けるし、熱の影響も受けるしということだと思うんですね、
1:11:18	例えば核的なものであればそれ熱交であれば、その材料の実力が身で全然問題ないということもわかるんですけども、要は保管中和というその主語を用いて説明するというのは、
1:11:35	ちょっと本筋から外れるんじゃないかなと思います。要は例えばこれぐらいの共用があるけれども、実際の例えば本容器本体、移送容器本体とかですねその辺のレベルに比べて十分に低く問題となることはないとかですね。
1:11:51	これ今の 1 例ですけども、そのような説明がなされるべきではないかなと思います。結果として影響がないというふうにつなげられるのは理解いたしますけども、そのプロセスとして保管中保管してるかっていうのはあまり理由にならないのではないかなと考えております。以上です。
1:12:19	四国電力忘れ数コメントの趣旨を理解しましたので、記載につきましては、検討させていただきます。

1:12:29	はい。
1:12:31	ちょっとあと追加で申し上げますと前回もちょっと申し上げましたけれども、
1:12:38	こういうものについて、申請書の中で、複数機Aでの輸送容器というか、検印をキャスクで共用するというのがここ明記されていますので、その辺りの条件、
1:12:55	要は設計で考えたその条件ですね、60年間の60年間の主要なり何なりで どういうふう考えたのかということも
1:13:05	ここだのか、申請書の中でですね、ちゃんと明記していただければと、設計で どのように考えているということは明記いただきたいと考えております。以上で す。
1:13:22	四国電力加瀬です。おっしゃり返しますので、検討させていただきます。
1:13:28	理解します。
1:13:31	一応私のほうからは以上です。はい。
1:13:37	規制庁の石井です。
1:13:39	ヒガシさん、何かコメントとかあればお願いします。
1:13:44	日規制庁ヒガシです。ちょっとちょっと皆さんの議論と全くちょっとあれなんです けども、5ページのところでですね。
1:13:54	輸送容器の主要羊蹄改正10回と書いてあるところで米印に書いてあるん ですけども。
1:14:01	何かこれを見ると、だからこうちょうど容器として10回使うように何かぱっとみ 見えてしまうような気が。
1:14:09	来てですね。
1:14:10	ちょっと、
1:14:11	所用で返して書いてくださいっていうのは、繰り返し使う容器であればこれ10 回ですけど、貯蔵容器として以下しか使わないんだったら1回と書いて欲しい なところがあって、この米印2を見ると、構造解析の疲労評価において、 輸送回数ま10回とみなして、
1:14:31	中を計算しましたようなことが書いてあるので。もしあれだったらちょっとちょ っと私も個人的に思ってるだけで皆さんのご意見を伺いたいんですけども、輸 送容器の使用予定回数ここは1回と書いて、米印のところ、
1:14:47	構造解析における疲労評価においては、輸送回数10回と設定した評価をし ているとは何かそんな書き方をしていただければ何かこう、ちょっと私が思っ てるちょっと疑問が入るかなと思ってるんですけども。
1:15:03	ちょっとそういまいち三瓶山含め規制庁側の方のご意見も踏まえながらまだち よっと修正するかどうかというのも、ご検討いただければと思います。以上で す。

1:15:23	四国電力はそういうコメントの趣旨は理解しました、弊社としましては 40 回って書いてございますのは、契約が作る都道府県庁でもあり、エリアの輸送でもあるということですね。
1:15:39	採用っていうのは惜しい念頭に置いてございまして、こちらは 1 回でなく 10 回って書いてございますので、ご理解いただければと思っております。
1:15:49	スペースがあった時はちょっと困る。
1:15:52	発出。
1:15:54	はい。
1:15:56	場所で 6 ページのフローのほうにもちょっと書かさせていただいてございまして、
1:16:01	そういうふうに
1:16:04	必要なので採用する場合ということで書かさせていただいております。以上でございます。
1:16:13	規制庁の石井です。ヒガシさそうするとその再利用っていうのも含めてちゃんとこの米印のところに書いてもらえばいいということでしょうかね。
1:16:23	有賀署そうですねそう書いていただければこの 10 回というのが、歳入するんだなっていうのはちょっと私、これずっと貯蔵して 1 回しか使わないっていう、ちょっと認識にいたので、ちょっと何か認識のずれてるかなと思ったんですけども採用ということを常に考えているのであればそういった旨を書いてもらえば、
1:16:42	特に疑問はないかと思えます。
1:16:49	試供年間発生数の記載につきましては、ちょっと考えさせていただきたいと思っております。以上です。
1:16:57	規制庁の清水ですけれども、今、榎尾さんおっしゃった回答は、その再利用を一応念頭に置いてるというふうに私たちは今理解したので、その 10 階級のが含まれてると。で、
1:17:09	プラス、なんていうんですかね。
1:17:13	極端な例を言うと 6 年に 1 回、
1:17:17	と重複をしたキャスクをそのまま例えば再処理工場に輸送して燃料取り出してまた持ち帰ってきてから収納して、また貯蔵して再処理工場に持ち出してっていうことを含んでる。
1:17:33	ていう立体をまずすればよろしいですか。
1:17:37	例えば 6 年に 1 回説明アクティビティーがあるかもしれないというのを想定して 10 回、
1:17:44	趣旨はですね、その通りなんですけど、期間についてはね、と今のところキーと申し上げてないんですけど、弊社としましては、あくまでも最初工場の状況と

	かですね、使用済み燃料ピット状況見ながらですね、販したいと考えてございますので、
1:18:01	その状況を踏まえて、作業性の考えてございます。以上です。
1:18:08	規制庁の石井ですけど、関連して疲労評価において考慮しているっていう回数は、その仲介の再利用を含めた
1:18:19	取り扱いに関する疲労評価におけるその輸送回数券のちゃんと加味しているというふうに理解すればよろしいですか。
1:18:30	被告燃料箇所です。その後失礼堅硬でございます。
1:18:35	規制庁石井です。わかりました。ヒガシは今の点はそういう私の確認でよろしいでしょうかね。
1:18:42	ヒガシですはいそれで結構です。
1:18:45	すいません。
1:18:47	よろしいですかホデですけど、どうぞ。はい、えっと、今のお話であれば、確認をちょっと構造解析のほうの疲労のところですね。
1:18:58	1回ということで、一方ここは説明のどこだったかなと思います。
1:19:08	補足の説明をいただいた要は児童施設対象の取り扱いを含めたということと、そのうち1回に対する杭は確か設計の繰り返し回数200回だったと思うんですけども。
1:19:23	それが壊れるんであればその旨を、要は構造解析のほうで明確に
1:19:31	要は、今の実感をしようとその構造解析での説明と、ここに書かれている。ちょうど貯蔵施設内の取り扱いを踏まえたという趣旨で議案学会が設定されているということ
1:19:48	を明記していただきたいと思います。
1:19:51	いえ、あわせて、先ほどの数字の来つつ、複数の
1:19:59	却本体輸送容器本体に対して、使用する三つ挙げられてる構成部品については、それぞれ
1:20:11	使用期間とか医療機関、使用回数とかその辺は
1:20:17	今とか通算の時間とか使用する時間とかっていうのは、その辺をもう明確にちゃんと整合がとれたような設定に基づいて評価しているということが途中で一緒で、
1:20:34	明記していただく必要があると考えます。以上です。
1:20:39	試行年度箇所です。ご意見ありがとうございますコメントありがとうございます。なおですね申請書にですね、ちょっと蔵書のへのですね、53ページになるかと思うんですけど、そこにはですねあの

1:20:54	商用警戒するっていうところがありましてですねその中にはましたけれども、ちょうど先ほどから申し上げておりますけど、移送回数と10回というふうに書かせていただいております、次ISOのつり上げ回数としまして、移送ごとに10回、
1:21:11	ですから、合計しますと200体ということですね、記載させていただいております。
1:21:18	それで、多分この辺のこの回答でもってですねご理解いただければと思っております。すいませんホデでございますそこ認識した上で、今コメント差し上げているつもりです。
1:21:31	だからいわゆるここでご説明いただいた貯蔵施設云々の話もですね、そこにいっぱいの中ですね、約200回ということで、それぞれの中にこの7ページで御説明されてる内容
1:21:47	が読めるような内容でちょっと内容、記載が見直しが必要であれば、記載の見直しをしていただきたいと考えております。以上です。
1:21:59	含めてですが、今年度から整数健康に立てていただきたいのは、要は申請書のところに引き下げを220回200マニュアルですか、ここに7ページの出資をちょっと入れるということなんですけど。
1:22:15	それは移送ごとに10回のとこに直角のか、それとも経年劣化の内容を読み取るように書くのか、ちょっとその辺がすみません、確認させて
1:22:27	要は、
1:22:28	評価の前提ですから労働省炉招聘の構造解析で評価されているところで、その許容繰り返し回数はどう考えましたというところをちゃんとそこで説明していただければ結構。
1:22:42	みらかがその内数になるのであればその旨をちゃんと書いていただければ結構だと思う。
1:22:48	被告人部下政府ご理解しました。いや20回の欄、1020回の完売方ですか。項目として厳重に来させていただきます。
1:23:00	だから、それぞれ中性子束の中で御説明いただいた内容に整合とれるように、
1:23:10	していただければ結構でございます。
1:23:13	以上です。四国電力は終身生じました。
1:23:21	すいません四国電力様でございます。先ほどの最後の3の御指摘は、申請書の記載を今後ちょっと適正化。
1:23:33	そうしていくとなるということで理解しまして、本日御説明しております資料1の※2については、そっか、基本的にはそういう意味でその整合がとれているか

	と思うんですけど、このサイン場で御説明してる内容を踏まえてと申請書のほうに適切に
1:23:51	はい。オリフィスよろしいければ結構です。はい、かしこまりました。
1:23:58	規制庁の石井ですけれども、5 ページの※2 の記載については先ほどのヒガシのコメントを踏まえて若干修正が入るといふような理解をしているんですが、それでよろしいでしょうか。
1:24:10	聞こえるそうです。その通りでございまして採用の件は入ってお話させていただきまして、閉等開通の考え方的なところですね、申請者のほうを適正化検討させていただきます。
1:24:26	規制庁の日です。破産追加は、ほかはありますか。
1:24:32	一つ他はありません。以上です。
1:24:37	規制庁の石井です。この 5 ページの※1 の記載についてはいろいろ考えられてとこう書いたんだと思うんですが、
1:24:46	ちょっと御発言できるのかわからないですけども設計貯蔵期間のところの記載っていうのはやっぱりここは、
1:24:55	この括弧書きを書いておかないと。
1:24:58	こちらとしてはなかなか難しいという位置付けになるんでしょうか。
1:25:03	あと設計評価期間の※1 と※1 が、
1:25:07	同じように※1 をつけて書かれている中で、
1:25:12	※1 として説明されたなんていうすかね。最終的にいろいろ考えられた。
1:25:19	その考え方をちょっともう少し説明していただければと思うんですが本来であれば※1※2 に分けてもいいのかなと思いつつ、米 1 で両方記載されたいいと思う。ちょっと確認しておきたいんですけども、
1:25:37	四国電力のソガワでございます。すいません前回ちょっとこちらのところの説明がちょっと
1:25:46	はい。正確であって大変失礼をいたしました。こちらですねまとめて書いている意図としましては、基本的にさしている期間の考え方時間軸で見たときに示すところは同じであると。
1:26:02	ただ一方でこれまでの輸送容器として設計書日本が一般的に規模の観点から、その店の設計として考慮して、
1:26:13	切ってまあすでにこれまでの申請書等で説明をさせていただいてる設計評価期間っていうすね言い方。
1:26:20	ステークおりますし、建家の件を足すこととしてはですねこちら外運搬適合というところであるんですけども、加えて実用炉の技術基準に適合する容器と、

1:26:36	いう
1:26:38	容器としての設計についてはこういう設計の外部大西養護をもちまして設計貯蔵期間という言い方をしているという、ちょっと二つの説明がございます。
1:26:52	今回は協議設計評価期間輸送容器としてもセックス名をさせていただく場だと理解しておりますので、基本的には設計評価期間で説明をさせて、
1:27:02	べきであるかもしれないんですが、MAAPコードで貯蔵場での審査ではもうちょっとソガワの技術基準適合とで御説明させていただいた説明等もございますので、その内容を用いてですね一般化規則への適合もあわせて説明できる範囲については、
1:27:21	と同様の説明を書かせていただいたおかげですねみるいい等審査いただく項目、わかりやすいのかなと思ってちょっとこういう使い分けをさせていただいた次第でございます。実質的に大きな差異はございませんので、
1:27:38	個目としてはあわせて記載をしているというのが現状の考えでございます。
1:27:48	規制庁の石井です。
1:27:50	3 ちょっと1点確認させてもらいたいところがあるんですけども、今回の輸送容器の使用予定回数20回っていうのは先ほどのヒガシの質問にあった際に対して、四国電力側は、
1:28:06	10回再利用することを念頭に置いてって言う中で使用予定年数60年っていう記載に対しては60年間燃料が収納されているっていうことに相当しているのかと思うんですがその辺の
1:28:25	今日10開催機運っていう
1:28:27	話を聞いた上で使用予定ねす60年との関係で特に問題はないという理解でいいでしょうか。
1:28:35	こちらは全然問題ないと思います。
1:28:40	やっぱり予定期間がやっぱり
1:28:43	結局は同じ意味なんですけれども、
1:28:47	ここで書かれて、
1:28:53	6、
1:28:55	すいません。規制庁マシモですけれどもすいませんあのホデさん声が何か若干遠くなってます。
1:29:01	あれはございますか。
1:29:04	それもあるのですがその聞こえますが、何かさっきもちょっと置き方の挙手します。
1:29:10	あと、
1:29:29	なんていうか、変わらないということ。

1:29:35	規制庁の日ですホデさん若干剛性が下がっちゃった気はしますけど、そうですか。
1:29:42	疲れた
1:29:43	マイクは使ってる感じですか。いや法を使ってるんです。
1:29:48	やっています。
1:29:52	はい。
1:29:59	あまり環境センター形です。わかりました。はい、はい。
1:30:06	設計、
1:30:09	どうなんですかね、ちょっと
1:30:12	チョコ予定期間というのが、やはり御説明いただいているとはいえ、あまりここの
1:30:18	やはりあるのかなという感じはしますけど、一応、
1:30:26	設計で考慮するところ、ちょっとどうですかねもう
1:30:32	多分申請申請者っていうか、4電さん側からすると、ちょうどは60点考えてますので全体はこうなんだけども貯蔵直後で考えるそのいわゆるトータルの根付かとか放射線照射量とかっていうのは、ちょうどころちょうど60年をベースにしてやっていますっていう、
1:30:50	多分意味合いで意味合いになるのかなという気がするんですけども、後、
1:30:57	とにかくこの説明で誤解のないようにしていただきたいような、というのが正直なところですよ。今どうだっとなかなかアイデアはないんですけども、すみません。
1:31:09	ちょっと規制庁のヒガシですけども、ちょっとこの表の書きぶりの話だけなんですけれども、今回輸送規則に基づく審査会合なので、そこでちょっと自信が規則のですね。
1:31:25	時の要望コールこれで使えますのでこれを行って、この表の表に出てくると、なかなか話がこちらにも別に地震のこの施設以外どう云々のだから用いて評価をしているわけでは審査をしている訳ではないので、
1:31:40	この表自体からですね、あの設計評価機関設計貯蔵期間は落としてきたの久作のほうに、この言葉を用いて説明をするような形にしたほうがこの使用料定年制ということになってまた設計評価期間という言葉があって、
1:31:58	ちょうど予定期間という言葉があって設計貯蔵期間っていうのがこの表の中ですね、ちょっと並んでしまうと非常に身にちょっとわかりづらいなんていうのがありましたりますのでちょっとシンプルにしたほうがいいんじゃないかなというのがちょっと個人的な感想です。以上です。

1:32:20	四国電力のソガワでございます。ご指摘踏まえましてですねちょっとこちら表の記載案の注釈に含めて記載を検討させていただきます。
1:32:32	規制庁の石井です。決算もう1回確認なんですけど、今のヒガシさんのコメントを私の理解では設計貯蔵期間っていうのは、
1:32:41	イの位置の変更内容の欄から落とした上で、下の説明のところにそれを入れたらいいんじゃないかっていう御指摘だったのかなと思ったんですがそういう理解でよろしいですか。はい。はまり会で、
1:32:56	結構です。要は四国電力さんは60年という根拠が徹底貯蔵期間っていうところなんかどっかに示したいということであれば、それは注釈のほうで示しても特に問題ないのかなというふうにちょっと考えて今のようなコメントしました。
1:33:14	規制庁イシイですけど、私も今ヒガシのコメントの通りだとは思ってるんですが、そういう対応を
1:33:23	カシオさん大丈夫でしょうか。はい。
1:33:26	四国電力仮設御所理解しましたので、記載方法につきましては、検討させていただきます。
1:33:34	規制庁ECCSあの多分系統一番こう見にくくなってしまったのは両方に※1がついてしまっているんで、何かすごく、づらいなと思っていて、多分設計評価期間っていうのは、
1:33:51	そもそもこの※1のところの下書きのところ2行に書いてあることは最初からわかっていることなのかなと思ってたんですが、
1:34:06	そこはいかがでしょうか。ここで書かれている発電所での取扱貯蔵及び貯蔵後の移送含む設計上の考慮機関であるっていうのは、
1:34:16	規制庁がもう申請者側も同じ理解だったのかなと思うんですがホデさんそこはいかがですか。はい、そうです。
1:34:26	4 だろう四国電力がもうそれでよろしいですか。
1:34:43	四国電力カシオです。としましたら、直樹男が多分議論になってるかなと思ってまして、
1:34:52	ちょっと書き方はすべて記載ぶりは熟考えさせていただきたいんですけど、ここに書いて手話ですね規制庁損をご理解いただきたいと思っておりますが、多少残させていただこうで考えさせていただきたいと思っております。
1:35:06	わかりました。
1:35:11	例えばですけど、何か60年のところにつけるのかな。
1:35:17	※1※1に施設に※1と※2で※3にした上で※2のところでお書き以降ちゃんと書いて

1:35:28	なお書きを書くところが上側の評価設計貯蔵期間っていうのが抜けたときに当かけるのかって言うのは少し工夫が必要になるかもしれないですけど。
1:35:38	その辺を検討いただく。
1:35:41	今お考えがあるというふうに理解していいんでしょうかね。
1:35:45	ウェイ側の※1を皆さんっていうかその一般の方が見たときにわかるように残しとくっていうのをこれを削れっていうことは必要ないかもしれないですけど、今は※1※1でなお書きが入ってと。
1:36:00	急遽極論から言えば※1の上のところも何かそのなお書きにかかってしまってるので。
1:36:06	それはちょっとおかしいんじゃないかなと思うので、設計貯蔵期間っていうのは表の中から除いた上で、それがどういうものかっていうので、その設計等長等の審査の中で記載したその設計貯蔵期間というのを踏まえて60年を設定してるっていうふうを書くのか。
1:36:27	その辺を御検討いただけるっていう理解でいいでしょうか。
1:36:34	はい、四国電カソガワでございます。はい、挙手して理解いたしましたので、アイデアでございますけれども、例えば使用予定年数直予定期間はこちら両方とも60年とですね記載をさせていただいて、
1:36:50	同じ注釈をですね例えば振らせていただいてこの60年という年数がですね、今の※1へ書かせていただいている通り、この上2行の期間は、こういったことを含めた機関として設定をさせていただけると。
1:37:05	なお書きのところ、そういう所予定年数については、こういう今書かせていただいているような内容を守って設計評価期間として、定めましてそちらを設定して、ちょうど予定期間については、Guideですとかこういった件客船を評価期間。
1:37:23	突合予定期間として記載するというようなそれぞれ2といった申請書情報価格で今書かせていただいている内容を考えられてるっていうところなお書きで補足をさせていただくと。
1:37:38	記載でちょっと考えようかなと今野菜ですけども、考えております。
1:37:47	9ページはですね。
1:37:52	規制庁の石井ですけども前回もちょっと触れましたけど、多分設計直予定期間で考え方としてはもう一つあって、RFSま私担当してるんですけどもそこで言ったら、設計貯蔵期間に相当する、50年っていうのがしちょっと予定期間に相当するもので、
1:38:12	使用予定年数っていうのは郵送も含めて全体としてそのキャスクを輸送も含めてどのぐらい使うかっていうことを言ってると思うので、
1:38:20	本来走向にあるべきなのかなと思うんですが、

1:38:25	四国電力としてはこのちょうど予定期間っていうのはあくまで 60 年度しか書けなくて、そこには取り出すまでを含めた年数も含んでしまってるので。
1:38:39	上の 60 年だったと同じ値にしてしまっているということを説明したいというふうな私たちは理解してるんですが、その理解でよろしいですかね。
1:38:51	はい、思考力仮設その御理解で結構でございます。通気管としましては、弊社は、収納する際の最大の期間というの上にも業務と後々設計上考慮していくことっていうことで記載させていただければと思っております。
1:39:09	規制庁石井です。ピックアップはしました。
1:39:17	安田ホデさん、よろしいでしょうか。
1:39:20	結構です。
1:39:26	はい。
1:39:27	ほか抵当規制庁側で確認したポイントありますか。
1:39:36	ホデさん一行ちょっと私がちよっと気になってる部分があって、ホデ付近されてるのかもしれないんですが、緩衝体とか 30 ったの取り扱いについては四国電力側は何かこうきちっと記載してくれるように回答いただいたんです。
1:39:56	その辺何か確認しておくことありますか。
1:40:01	ここ、このパワーポイントの中で説明をする必要があるかないかはちょっとあるんですが、少なくとも
1:40:15	前回のヒアリングでも申し上げましたが、
1:40:20	設計上幾つの容器を
1:40:27	に対して強要するのかとか、
1:40:31	どういったところとか、当然、
1:40:36	延べの使用回数が照射を受ける海水熱負荷を受ける時間ということが読み取れるような
1:40:46	前提条件は申請書の中で明記いただきたいと考え、考えます。
1:40:54	で、その上で、それが先ほど 60 年間のちょうどし設計本体の資料予定年数に比べて十分に小さいとかそういう企画でも結構ですし、
1:41:09	実際にダイレクトにどれぐらいを受けるから問題ないというふうな結論でもいいのかと思うんですけども、やはり前提条件を明確にした上で問題のあるなし影響のあるなしということを
1:41:27	明記いただくようにしていただきたいと考えております。
1:41:32	規制庁の石井です。四国電力が今のホデの
1:41:36	発言の趣旨は理解できますでしょうか。

1:41:41	四国電カソガワでございます。理解をいたしました。そのPARの申請書のほう でですね、今わずかというふうに記載はあるんですけどもそこにより定量的 なですね現在も想定といえますか、状況を
1:41:59	当明確化使用状況を明確化するという趣旨で取替えをいたしました。
1:42:10	規制庁の石井です。規制庁がほかに何かわかりますでしょうか。
1:42:22	ホデ 3 ヒガシ 3 マシモさん。
1:42:25	特にはないですか。なければちょっとあと一つ最後私のほうで質問しようと思っ ますが、
1:42:31	いかがでしょうか。
1:42:33	よろしいか特にありません。特にありません。通帳マシモです。私からも特にあ りません。すいません。上肢シオン配置ますはい、
1:42:44	基本的には規制庁イシイですけども、今日の出資でいろいろ申請内容とか 審査会合のプレゼンの資料についてコメントさせていただいているので、ちょっ と時間もない中で明日またちょっと幹部に説明をしなきゃいけないので、審査 会合の資料は少し早目に
1:43:03	できたら今日会派の修正できる範囲で修正していただいて御提示いただけれ ばとは思ってはいるんですけど、まずそこは箇所 3、スケジュール感的にはど うでしょうか。
1:43:18	極端な仮定すべき点確認させていただきたいんですけど、Peru関しましてで すね、おそらくコメントいただいているんで、ポンポンとコアある程度構成とか、ち ょっと見やすくするということは、
1:43:33	そんな時間を考えて思っておりますか。それとですね一つ追加していただき たいというご要望ありましたので、本訴への追加がですねちょっと
1:43:42	最終版っていう意味では、ちょっとお時間をいただきたいんで、今日何時ぐら いまでお待ちいただけるでしょうかというご相談
1:43:52	例えば明日の朝届いてるから、それぞれ
1:43:55	それがあってと思いますが、そこ規制庁の石井ですけどそこを無理があるよう であれば、明日 10 とかでも構わないので、そこは幹部に説明する中で、その経 年変化の考慮っていうのを踏まえた記載を追加することになってますっていう ふうに伝えるって話してもいいかなと思うんで。
1:44:16	小電力からセールスそういう趣旨で所理解させていただきましたので、これは もう早急にですね資料作りまして送らせていただきます。ただちょっとあその 段階でもですね、できるだけ完成度を高めてつくりたいと思っておりますが、 そうですね、3 人EVとかですね。

1:44:34	今回とこで修正はさせていただくかもしれませんので、その辺は御了承いただければと思っております。
1:44:41	結構HICですか。よろしくお願ひします。最後ちょっと確認したかったことなんですけど、四国電力側の今回の申請の出資進出し変更申請の考え方として、おそらくその経年変化の考慮ってところの記載については、
1:45:00	貯蔵の長期健全性せっていうのとの整合性だとか、そこで使ったデータをうまく流用した形で説明をしようというふうに思ってたというふうに今の段階では理解してるんですが、そういう理解で正しいでしょうか。
1:45:18	四国電力は詳述はいその通りでございます。
1:45:22	規制庁の石井です。そういう観点で、やはりちょっと認識を新たにしてもらいたい部分があって、多分担当からもいろいろこう伝えさせていただいてると思っは言っこれはあくまで輸送容器としての審査をしているのであっ、
1:45:41	そちらの考え方としてちょっと若干そちらの考えとこちらが西の意図してこう書いてもらいたいって部分にそごがあっ、今の申請の内容とかを見ると過去事例等なんですかね
1:45:57	貯蔵の許可の申請の中で、長期健全性を評価していっ、それを自主的に前回の申請の中でも反映させているので、その部分で、今回の経年変化の考慮ってのはもう満足してるでしよっというふうな申請になっているように、
1:46:14	私たちは見えているので、そこはきちんと、今回新たにきちんと規則とか告示が改正されて経年変化の考慮を含めて、まず経年県下の両方の評価の必要性がある項目、経年変化を考慮する必要がある因子とかそういうものを
1:46:33	抽出してて本当に評価するかどうかという必要性についての評価の結果を示してもし、その考慮の必要性があれば、どのように考慮して、技術基準に適合しているかを証明しなきゃいけないというふうに私たちはしてもらいたいというふうに考えたところ、
1:46:54	四国電力側としては、その意図で申請書を出している。
1:47:00	うん。
1:47:01	し出しているものの記載として不十分な部分が生じてしまったというふうに認識されてるというふうに
1:47:11	理解してよろしいでしょうかねそれはある意味私達が前例をきちんと確認してくださいってところの確認の仕方が少し不十分だったってところなのかなと理解してるんですが、カシオさんその辺はいかがでしょうか。
1:47:27	四国電力発生数ご趣旨検討ですね、弊社もですね、ちょっと前例の時前例とかのですねちょっと調査というか、理解は少し及ばなかったところがありましてですね大変申し訳なく思っておりますが、

1:47:43	これ認識の通り、それぞれとしましては駄目で評価しまして、経年変化について御説明させていただいたと思っておりますので、記載でですね、自分とこでありました。その辺はまた記載方法につきまして検討させていただきたいと思っております。
1:48:01	規制庁の施設も最後の時間になってしまったら、もしホデさんちょっと補足があればと思うんですが私がちょっと言いたかったのは、経年変化の考慮のための評価とか解析が不十分だったとは決して思っていないで、そこは
1:48:18	ちょっとにおける長期健全性の評価の中のデータを使えば、貯蔵で受槽で求めている経年変化の考慮に相当する部分はきちんと評価ができると思っていって、ただ申請書の記載としてどこに帰ったら、適切なのかで、
1:48:38	輸送側の審査としてどこを見てるのかっていうことに関する四国電力側の理解がちょっと例えば本来であれば、事前の行政相談をすればその辺の理解をフックできた上で申請の染めたところ、
1:48:53	それをやらなかったっていうのはちょっと大きな今回その申請書の不十分な部分も生じてしまっている原因かなと思ってるんですが、ホデさん何か補足ありますと、いや、特にございません。今石井さんおっしゃった通り、
1:49:10	ですから、あくまでも
1:49:12	やはりこれは当貯蔵で貯蔵まあ発電所設備と競合施設として、いろいろ御検討された内容というところをエビデンスとして、それを設計に盛り込んだ。
1:49:29	盛り込んであるよっていうのが大前提にあったと思うんですけども、やはり外運搬規則として新たにやっぱ取得要件に規則要件を法令を県になったということですね、やはりいまいち
1:49:45	今一度ですね、やはりそれに対して、一つずつやっぱり
1:49:51	もちろんその流用してその設定直後で説明された内容流用することは全くもって問題ないと思っておりますけども、説明の仕方、ロジック食うの組み立て方というところで若干今まで
1:50:06	今まである程度やってるからそれで
1:50:12	計画書はあまり変わらないかもしれないけど、
1:50:17	問題ないんじゃないかという御判断があったんではないかと考えております。
1:50:22	ただやはり何度も申しますけれども、外運搬規則に対する適合性を審査するという審査のため、それに対して適合していることを指名示した上で、こちらも承認する非常にするかしないかと。
1:50:40	いうところの審査をやるという立場からいって、やはり
1:50:43	法令を受けたということを法令を踏まえ、俺余計であるということを踏まえて、

1:50:50	そうですかねあの評価が十分か不十分かというふうなところ、よく吟味いただければと思っております。以上です。
1:51:00	規制庁イシイですとですありがとうございます箇所3理解よろしいでしょうか。
1:51:07	四国電力カシオでございます。はい、物資は理解してございますのでよろしくご審議の方をお願いいたします。
1:51:15	規制庁イシイです。ありがとうございます。審査会合でも、この点少し議論させてもらうかもしれませんが、今日のヒアリングにおいても、理解をいただいているというふうに私たちは認識しましたので、高高補正等に向けてもきちんとそういう、
1:51:32	認識に基づいていろいろこちらに確認、こちらでも確認させていただきますし、そちらでもどういうふうにあるべきかっていう姿についてはいろいろ議論させてもらえらばと思っておりますのでよろしく申し上げます。別途四国電力側からこのヒアリングの内容で、
1:51:53	追加あの発言とか確認しておくことがあれば受けませんが、もうちょっと10日も過ぎてしまったので、何かあればと思っておりますがいかがでしょうか。
1:52:03	四国電力貸せるする長時間のご審議ありがとうございます閉塞としましては特にKURION世界ではございませんが、今後ですね、すけど予定あります通り、いろいろというべき事項等ありましたね。こういった場でですね、させていただければと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。
1:52:26	規制庁の石井です。ありがとうございました。これを持ってすいませんマシモさん、最後閉めていただいていたいいですか。わかります。
1:52:38	規制庁の場所です。
1:52:40	では、資料のほうで、
1:52:44	では本日のヒアリングを以上で話をしたいと思っております。本日はありがとうございました。
1:52:54	ありがとうございました。終わりました。ありがとうございました。